

議案参考資料

[令和7年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

税務課 諸税担当
資産税担当

議案名

報告第1号 専決処分(桐生市市税条例の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和7年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

1 軽自動車税関係

総排気量が50cc超125cc以下の原動機の最高出力を4.0kw以下(50cc相当)に制御した2輪の原動機付自転車(新基準原付)に係る軽自動車税の種別割の区分を新設し、その税率を年額2,000円とします。

2 固定資産税関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、申告の手続を見直します。

3 その他の改正

法律が改正されたことにより生じた適用条項のずれの修正や規定の整理を行います。

(施行期日：令和7年4月1日)

背景・経過

現下の経済社会情勢等を踏まえ、軽自動車税の種別割の標準課税率に係る2輪車の車両区分の見直し、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の申告の手続の見直し等を行う必要があることから、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)が令和7年3月31日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。